

「在宅医療対策」の中間見直し案の作成について

1 現行計画の構成

「在宅医療対策」については、下記 2 項目を章立てして、県が進めるべき方向性を位置付けている。

(1) プライマリ・ケアの推進

身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や、予防のための健康相談等を含めた包括的な医療が受けられることの体制の整備、推進について記載。

(2) 在宅医療の提供体制の整備

在宅医療に係る現況を示したうえで、医療資源を増加させること、多職種連携の支援、地域包括ケアシステムの構築を軸とした、体制の整備、推進について記載。

2 国指針について

- 国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において、医療計画の中間見直しの際に反映が適切と考えられる事項（「第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（令和 2 年 3 月 2 日））が整理され、これを踏まえ、令和 2 年 4 月 13 日付けで「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の一部改正が行われた。
- 今回の一部改正では、各疾病・事業等の医療体制構築に係る現状把握のための指標例を中心に改正が行われた。
- 在宅医療の整備目標の設定に当たっては、第 7 期介護保険事業（支援）計画と整合的なものとなるよう、まずは令和 2 年度末における整備目標を設定し、その後、医療計画の中間年での見直しにおいて、国保データベースのデータ等も参考にしながら、中間年までの進捗状況を評価した上で、**第 8 期介護保険事業（支援）計画と整合的なものとなるよう、令和 5 年度末における目標を設定することとしている。**

3 中間見直し案

(1) 時点修正について

現行計画に記載する在宅医療関連の指標について、国から示されたデータ等に基づき、数値の時点修正を行う。

(2) 指標について

国の指針において新たに指標例が追加されたが、すべて重点指標ではないため、**今回の中間見直しでは新たな指標は追加しない。**

(3) 目標値について

- 医療計画における在宅医療の整備目標を定める上での基本的な考え方については、国の「医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに

係る整合性の確保について」（平成 29 年 8 月 10 日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知）において示されており、医療計画の中間見直し等に向けて、令和 2 年 8 月 25 日付けで一部改正が行われたが、在宅医療の整備目標に対する考え方については、現行計画策定時から変更はない。

- また、見直しの際に、**現行計画策定時に設定した目標（H30～R2 年）を達成できなかった場合については、達成できなかった分を次の整備目標（R2～R5 年）に上乘せすることを基本**としている。
- 今回の見直しにおいては、**現行計画策定時に推計された必要サービス量に対する伸び率を係数として令和 5 年度末に向けての目標値を算出した。**